**観光資源論の再構築と観光学研究の将来**

**寺前　秀一**

**Ⅰ　観光研究における「観光資源」等の論じられ方**

観光学の辞典、教科書では講学上の必要性もあり、観光資源、観光対象、観光施設に関する記述がまとめてなされることが通例である。いずれも「観光」概念に関連する概念であるから、「観光」という基本概念を前提に成立**１**するものである。資源はresources、対象はattractions、施設はfacilitiesの英語訳が通常あてられているが、観光の部分の英訳語はfor tourist又はfor tourismのいずれかがあてられる。論じる視点が観光者の立場又は観光事業の立場により異なるということなのであろう。しかしながら「観光」という基本概念が明確化されない限り、「資源」「対象」「施設」の域を出る解説は期待できず、同義語反復の印象をあたえるものとなってしまう。

　高橋光幸は、観光資源、観光対象及び観光施設の三者の関係について日本人研究者が論じたものを要領よく整理する**２**。基本的には、観光対象は観光資源と観光施設から構成されるという論じ方（見解A）と観光対象に観光施設を含めないという論じ方（見解B）に分類する。更に見解Bを、観光客の立場から観光資源を捉える論じかた（見解B‐1）と、観光資源は、多数の人々の欲求充足、観光意欲の満足と同時に、事業としての採算性がとれるものであるという条件が不可欠という論じかた（見解B‐2）に整理する。この見解Bの細分類は、英訳語のfor tourist又はfor tourismの訳し方の違いにほぼ相当するものと考えれば当然でもある。

　観光分野に限らず社会科学分野で新しい概念を表す字句は、法令が採用しメディアが取り上げること**３**により一般に普及し、その結果研究者が使用するという傾向がみられる。字句「観光資源」は、朝日新聞記事検索システム聞蔵Ⅱによれば、観光基本法成立前の使用例は一件であり、研究者も井上万寿蔵及び田中喜一が使用している程度である。従って、字句「観光資源」等を考える場合には、行政においての使われ方をまず考察することが有益である。

**Ⅱ　観光政策における字句「観光資源」等の使われ方**

**１　行政用語としての字句「観光資源」**

政策が政策以外のものと区別される違いは規範性の有無である。その規範性を持った観光政策の目的は外貨獲得、外客誘致から出発している。従って政策論として考察すれば、字句「観光資源」もその目的のために造語されたわけであり、外貨獲得を図るために「観光」を資源としてとらえたのである。その限りにおいて、石油を資源ととらえる視点と変わりはない。従ってドリル、リグは、石油施設であり石油資源ではない。石油資源の場合、石油の説明は論じる立場により化学記号等を用いて明確に行えるが、観光資源の場合、観光の説明はそれ自体が大問題となってしまう。

石油の場合、石油概念の明確化が可能であるから、石油対象という言葉は発想すらされない。観光の場合は観光概念の明確化が困難であるから、観光資源という字句よりも観光対象という字句を使用することが適切なはずであるが、すでに観光資源という言葉が定着してしまっている。従って後述するように観光対象という意味で観光資源という字句を使用しているのである。

**（１）旧観光基本法、観光立国推進基本法が規定する「観光資源」等**

現在の日本において政策を論じる場合は、観光政策に関する基本法である観光立国推進基本法がその材料の中心となる。観光立国推進基本法は「観光資源」を明文をもって、「国が保護、育成及び開発」を図るものとしてとらえている。そのため「観光資源」として、旧観光基本法時代からの例示事項である「史跡、名勝、天然記念物等の文化財」「優れた自然の風景地」及び「温泉」に加えて、「歴史的風土」「良好な景観」を追加している。しかし同時に、バスケット条項で「その他文化、産業等に関する観光資源」と規定しているところから、例示事項により観光資源を限定したことにはならず、旧観光基本法と同様に、観光立国推進基本法が指針性にかけ、規範性の弱いものとなっている。

「観光資源」は法令用語としては、観光基本法において初めて採用されたものである。それまでは京都国際文化観光都市建設法等において字句「文化観光資源」として、文化とセットで用いられてきた。日本国際観光学会監修『観光学大事典』においては字句「観光資源」は鉄道省の内部文書で使用されたとあるが、世間ではほとんど認識されていなかった**４**。

　観光立国推進基本法において例示されている観光資源は、明示はされていなもののそれぞれ個別法に対応している。「史跡、名勝、天然記念物等の文化財」は文化財保護法、「優れた自然の風景地」は自然公園法、「温泉」は温泉法に対応している。これらの法律は当該法律上観光に関して明文をもって規定していないが、国会における提案理由説明ではいずれも外貨獲得を目的としているとしているから、外貨獲得という旧観光基本法の「観光」政策目的には対応していたと考えて構わない。旧観光基本法は、「観光」と考えられるものが時代とともにその中身が変化しようが、外貨獲得のために資源として国が「保護、育成、整備する」という発想をしたことが、極めて理解しやすい形となって表現されている。自然公園法を所管する行政組織は、外貨獲得行政における重要な役割が期待され、旧観光基本法の制定された翌年1964年に厚生省国立公園局に昇格している(1968年行政改革で部に降格)。

個別法においては、定義づけの規範性が最低限確保されているが、観光基本法は極めて規範性が弱く、観光資源を規定する意味が極めて弱いものである。

**（２）観光立国推進基本法における「歴史的風土」「良好な景観」の追加**

観光立国推進基本法は、旧観光基本法を全面改正し、その目的を外貨獲得にウェイトを置く考え方から、「観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図る」考え方に改正してしたうえで、観光資源の例示事項に「歴史的風土」及び「良好な景観」を追加している。それぞれ「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（古都保存法)及び「景観法」に対応している。しかしながら、観光立国推進基本法が観光資源を規定しても規範力が薄く、規定する意味が少ないところから、実質は変わらない状態である。

**ⅰ　歴史的風土**

1965 年鎌倉鶴岡八幡宮裏山の御谷 ( おやつ ) で宅地造成開発反対運動が発生した。大佛次郎等 が中心であったことから全国的に注目され、日本版ナショナル･トラストである ( 財 ) 鎌倉風致保存会が設立され募金運動が行われた結果、御谷の山林の一部、1.5 ヘクタールが買収され、宅地造成は中止された。この運動を契機に、自由民主党、日本社会党、民主社会党共同提案により古都保存法が制定され、規制が厳しくなった。1965年 12 月 28 日参議院建設委員会において田中伊三次衆議院議員が行った古都保存法提案理由説明では「俗悪な娯楽、観光施設、工場等、その環境にふさわしからざる宅地の造成、建物の建設計画などがみだりに進められ、それがために、古都のユニークな風趣景観が著しくそこなわれようとしております」( 下線は筆者 ) としている。旧観光基本法制定 2 年後のことである**６**。これでは旧観光基本法に例示事項として「歴史的風土」を加えるわけにはいかなかったであろう。これに対して景観法（2014年）の提案理由説明では「観光立国を実現するという観点から、地域の個性を磨き、発揮する一地域一観光を推進するための手法として、良好な景観の形成に向けた取り組みを進めることとしております」**７**となっている。外貨獲得を目的とする旧観光基本法が全面改正され、地域の誇りを目的とする観光立国推進基本に全面改正されたから、例示事項への追加が可能となったのである。

**ⅱ　良好な景観、文化的景観、**

旧観光基本法が制定される前は、文化観光資源の保護のための規制は住民の理解が得られないとの認識も存在した。京都並びに奈良の国際文化観光都市建設法において、その第3条に「文化観光資源又は文化観光施設の維持保存のために文化観光保存地区を指定することができる。」という特別な規定がわざわざ挿入されていたが、松江市国際文化観光郡市建設法にはその規定がない点につき、国会では「ああいうふうな文化財保護地区を設けるという條文をはさみますと、その條文をたてにして非常な逆宣伝であるとか、幼年的なことが起つて、この法案の真意を生かすのに非常に困難な面もあると聞きましたので、先ほど申し上げましたような建築基準法とか、普通の都市計画法とか一般條例によってその実をあげ得るならばさしつかえあるまいと、かように考えた次第であります」とまで答弁されていた**８**。それが、環境、防災、教育、といった概念に頼らず、景観概念により地域住民の権利を制限することのコンセンサスが得られる社会情勢となったわけである。

　更に景観法と同時に制定された2004年文化財保護法の一部改正により、文化的景観を文化財にくわえた。従来から文化財保護法は、「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの」を名勝として範疇化していたが、これに加えて、棚田、里山など人と自然とのかかわりのなかで作り出された景観のうち「地域における人々の生活または生業及び地域における風土により形成された景観地で我が国民の生活または生業の理解に欠くことができないもの」を文化的景観として範疇化し、規制･保護の対象とした。文化的景観は必ずしも芸術上あるいは観賞上の価値を求めるものではないという点で、観光資源概念に接近してきているわけである。この結果、景観は従来観光とされてきた概念に近くなり、観光が地域づくりの要として認識され始めている今日、規範性をもった観光計画を景観政策を加味することにより自治体が作成しやすい状況になってきているのである。

**ⅲ　エコツーリズムの対象となる主たる自然観光資源**

観光立国推進基本法が制定された翌年2008年、エコツーリズム推進法が制定された。「動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源」及び「自然環境と密接な関連を有する風俗 慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源」が「エコツーリズムの対象となる主たる自然観光資源」として新たに範疇化されている。この法律において「エコツーリズム」とは、「観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動」（下線は筆者による）をいうと規定している。仮に「カルチャーツーリズム」を定義するなら、「観光旅行者が、文化観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該文化観光資源の保護に配慮しつつ当該文化観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動」となるところであるが、いずれも観光旅行者の行動規範を定めるものであり、字句「ツーリズム」を用いず字句「観光」あるいは字句「観光活動」をもって表現できるものである。折角観光立国推進基本法において、字句と概念の整理が進展したところに、新たに字句「ツーリズム」を用いたことは、観光立国推進基本法の指針性を損なう措置であろう。

**２　概念「観光対象」**

　字句「観光対象」は法令用語としては使用されていないものの、「観光者の誘致力となるもの」**９**、「客体となる対象」**１０**等に見られるように、観光学研究者の間では字句「観光資源」と区別して使用されている。鉄道省出身の井上萬壽蔵は字句「観光資源」につき、「一般の「資源」の用例から見ると個々の観光対象を観光資源と呼ぶことは適当ではない」としたうえで、「比喩的用法であり、一般に普及して観光基本法でも使用されている」「理解しやすく便利な用語であり、地位も確立しているから、この語を活用して、その保護、育成、開発について一般の留意を促すことが適切」と割り切っている**１１**。いわば概念としての「観光対象」を字句「観光資源」で表現するということである。既述した通り概念「観光資源」は矛盾を抱えたものであり概念「観光対象」をもって考察することが理解は進展しやすいものの、井上萬壽蔵の時代からさらに進んで、字句としては「観光資源」が完全に市民権を得てしまっている。従って私は「観光資源」に対応する英語訳に「attractions for tourist」を使用している。

**３　字句「観光施設」等**

観光学研究において、字句「観光対象」及び字句「観光資源」に加えて字句「観光施設」が使用される。教育において字句「教育施設」が、農業において字句「農業施設」が使用されるのと同様に、観光において字句「観光施設」が使用されることは自然であり、教育施設は教育が行われる施設という意味で使用されるように、観光が行われる施設が観光施設と認識されるのであればそれ以上の論議は行われないはずである。しかし観光学研究者は、教育や農業と異なり、観光施設と観光資源、観光対象の関係について論じる。その原因も「観光」概念が不明確であることに起因し、政策としてどこまで国等が責任を負うべきものなのかについてのコンセンサスも得られないまま議論がなされてきたことにあるのである。

外貨獲得のため観光を資源としてとらえる旧観光基本法においては、字句「観光資源」に対して、字句「観光基盤施設」「旅行関連施設（宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設）」を使用し、いずれも国が整備等を行う対象と規定していた。観光資源が「保護、育成、開発する」ものであるのに対して、「観光基盤施設」等が整備等を行うものとの認識の違いを明確化するためであった。

字句「観光施設」は、旧観光基本法を引き継ぐ観光立国推進基本法に基づき制定されていることとなっている観光施設財団抵当法（1968年）において定義がなされている。同法による「観光施設」とは「観光旅行者の利用に供される施設のうち遊園地、動物園、スキー場その他の遊戯、観賞又は運動のための施設であって政令で定めるもの（その施設が観光旅行者の利用に供される宿泊施設に附帯して設けられている場合にあっては、当該施設及び宿泊施設）をいう」と規定している。観光事業について民間の取引における安定性を確保するために概念規定の明確化が便宜的に必要であったからである。観光学研究者が観光施設を論じる場合に欠如しがちである「何のために論じるか」という視点が、ここでは抵当権設定の範囲として明確に規定している。「農業施設用地」が固定資産税を軽減する対象として、法令上定義が明確化される必要性があることと同じである。

**Ⅲ　文化観光資源と自然観光資源**

**１　文化と自然の二項対立的分類**

観光学研究者はまず例外なく、観光資源を文化資源と自然資源に大別する。世間も先験的に大別してきたからと思われるが、西洋中世のスコラ哲学においては、神は人が話す言葉で聖書を書き、数的な言葉で自然を書いたと考えていた。その思想が西洋では風景画に現れている。

わが国の観光資源政策は歴史的な経緯により、自然公園法及び文化財保護法に基づきそれぞれ異なった法体系もとに、規範性のある分類がなされている。1919年に、史蹟名勝天然記念物保存法が公布されたが、この時点では、史蹟名勝天然記念物と国立公園は渾然一体として取り扱われていた。観光資源が自然と文化に分離して考えられるようになったのは、軍備増強をはかる観点から外貨獲得を目的として1930年に鉄道省に国際観光局、商工省に貿易局が設置された時期からである。行政機関の設置と前後して1929年に国宝保存法、1931年に国立公園法が制定された。この基本的なスキームは今日まで変化していない。

観光基本法は自然資源も文化資源も同じ法律の中で規定しているが、同法は規範性に乏しく、規範力のある両者を調整する必要もなかったのである。

自然と文化の二項対立的スキームに影響を与えたものに、世界遺産条約がある。世界遺産条約は文化遺産及び自然遺産に分類するが二項対立的ではない。一つの条約において両者を規定しているところが先進的である。1972年に採択されたものの、日本では1992年頃まで同条約を軽視する国会答弁がなされていた**１２**。1993年白神山地等が世界遺産登録され観光資源としての価値が認識され始めたころからマスコミも注目しはじめた。

ユネスコの世界遺産委員会は、1992年に「世界遺産条約履行のための作業指針」の中に、文化的景観（Cultural Landscape）の概念を盛り込んだ。分類上は文化遺産だが、自然的要素に特筆すべき点がある場合には複合遺産とする。文化的景観を理由に登録された世界遺産の第1号は、トンガリロ国立公園（ニュージーランド）である。この物件は1990年に自然遺産として登録されていたが、マオリの信仰の対象としての文化的側面が評価され、1993年に複合遺産とされた。

文化財保護法や自然公園法とは異なり、観光立国推進基本法において観光資源を細分化して分類することの必要性は感じられない。従って温泉を自然及び文化とは区分した第三の分類にはするものの、自然及び文化との違いを明確に認識して規定しているものでもない。温泉法が規定する温泉を井戸水と区分するのは物理的特性のみである**１３**が、その物理的特性を合理的判断に基づいて選択しているものではなく、いわば生活習慣に基づいて選択している。大自然の谷間に自然に湧き出ている温水は、温泉法の温度規定にかかわらず世間では温泉だと認識する。それは文化資源と自然資源の融合した複合資源であるというような判断でもない。この割り切れない判断は、自然資源とは人間の認識に基づくものであり、文化資源と本質的に変わりはないということを気付かせてくれるのである。観光資源としての文化的景観もその延長上にある。

**２　文化観光資源**

字句「文化」の概念は変化している。文化文政年間は「武威」に対する言葉であったが、西洋概念の紹介によりCultureの和訳として用いられるようになった。今では観光学科がその中に分類される「文科」系とそれに対する「理科」系という区分にまで波及している。

「文化」財について、私は学生に授業の初めにいつも次のような質問している。「全く同じパソコンが二台ある。一台はビル・ゲイツがWINDOWSを開発したときに使用したパソコン、もう一台は寺前教授が使用しているパソコンである。」、「観光資源としての文化財に該当するのはどのパソコンか」と質問するのである。答えは前者に集中する。次に寺前教授がノーベル賞を受賞したとするとどうかと質問を重ねるのである。すると、寺前教授のパソコンも観光資源に昇格するのである。この説明で理解されるように、観光資源としての文化財は「人を移動させる力」の説明をすることですべてが終了してしまうのである（つまり「観光対象」になる）。この場合観光におけるガイドブックからの情報と同様、「ビル・ゲイツ」も「ノーベル賞」も疑いを発生させない情報として信じられることが前提にあるが、そのことは宗教における信仰と同じであり、すべては頭の中で起きることとなってしまう。

**（１）文化財保護法が規定する文化財とは何か**

観光基本法が規定する文化財を考えるには、規範力があるとされる文化財保護法が規定する文化財につきまず考察することが、時間をかけないで理解するには便宜的である。

字句「文化財」の使用が一般化したのは、法隆寺の失火事件以降である。同事件をきっかけに国宝保存法にかわり文化財保護法が制定された。字句「文化財」も行政用語として確立されてから世間で多用されるようになったのである。聞蔵Ⅱによれば、1935年4月17日東京朝日新聞夕刊おいて、文化的財宝を意味する「文化財宝保存に関する平和協約に署名」を報道している。1938年5月13日東京朝日新聞朝刊において「文化財の保護」を使用しているが戦前は用例としては数が少なく、戦後の法隆寺失火事件をきっかけに「やたらに「文化財」という言葉が増えてきた」**１４**のである。

ここにも行政が使用することにより字句の普及が急速化する現象が現れている。

文化財保護法は2条で文化財の定義をする。例えば1項1号「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）」（下線は筆者による）と規定する。この文化財とされるもののなかから、重要文化財を「文化庁長官が指定」し、登録文化財は「所有者が登録」することにより具体的な文化財として認識できるようにするものの、指定、登録等がなされない文化財については、寺前教授のお手植えの松問題と同じことが発生するのである。文化財保護法は70条において「重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財の所有者は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる」と規定するから、逆に文化庁長官に「管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる」ものが「文化財」だということになってしまう（図１）。

**図１**

文化財保護法は182条において「地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる」「地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる」と規定する。従って、東京都重要文化財、千代田区重要文化財は、文化財保護法が規定する文化財ということになるが、地方公共団体が重要だと指定しないものが直ちに文化財保護法が規定する文化財でないということにはならない（東京都千代田区内に所在する皇室財産は次節で解説するとおり指定を受けないが、文化財と認識できるものが多く含まれているはずである。）。また地方公共団体により判断基準が異なる。坂網鴨につき、制定経緯もあり、石川県は物理的な坂網を有形重要文化財として指定し、加賀市は技である猟法を重要無形文化財と指定して、文化財としての分類を異なえている。

**（２）皇室文化財、信仰対象物と文化観光資源**

宮内庁が管理する皇室文化財といわれるものは、文化財保護法の対象としない戦前からの行政慣行がある。文化財保護法の文化財とすれば、宮内庁管理の皇室財産を文化庁が管理することとなってしまうからである。例外は正倉院の建物である。「古都奈良の文化財」の世界遺産として認めてもらうために、登録の一年前の1997年に「正倉院正倉 1棟」を国宝に指定している。これは、世界遺産登録の希望が増加したためユネスコが所在国の法律により保護を受けていることを求めてきたため、それに対応して例外的措置として指定したものである。一種の政治的判断であるが、その後に続く世界遺産の政治問題化の始まりでもあった。

皇室財産の代表格である「桂離宮」は簡素美で評価を受けているとされてきた。その簡素美はブルーノ･タウトが発見したとされるが、明治大正期の桂離宮論は、複雑な技巧美をことあげしており、内藤昌・西川猛は『作られた桂離宮神話』(1977年)において、桂離宮は装飾主義の建築物だとする。東照宮が実構とすれば、桂離宮は実測に通常の三倍の手間がかかる華麗なる虚構に満ちており、いままでのシンプルな構成美という解釈とは全く違うと評する。桂離宮は江戸時代には一宮家の別荘であったものが、明治維新により離宮となり、平安京遷都千百年祭 (1895年)以降ガイドブック、案内書で取り上げられるようになった。簡素美というイメージは、時代がささえたからこそ成り立った。昭和初期のモダニズム勃興時期にブルーノ・タウトの「発見」ということで「簡素美」が称えられるようになったとされる。従って井上章一は正直に「なのに、どうして私は、シンプルな構成を感じ取ったのだろう。結局、その頃横行していた桂離宮論の体勢に、順応したのだというしかない」**１５**とする。

内藤昌・西川猛の判断は、明らかに公益財団法人日本交通公社が1999年に発表した全国観光資源台帳において桂離宮を特Ａ級と判断した基準とは価値観の異なるものである。この全国観光資源台帳にはご本尊等特定宗教団体が信仰の対象とするものがすべて含まれているわけではない。ご本尊等も人を移動させる力はあるが、それを観光資源ととらえるか否かは別の基準であり、何のために観光を論じるのかということになるのである。

オバマ大統領は2016年6月Stonewall Inn**１６**をアメリカ合衆国の史跡に指定し、国立公園局が管理することとなった。一時代前の基準では史跡とは判断されなかったであろう。河野太郎行政改革担当相（当時）は、堺市堺区の大仙陵古墳（仁徳天皇陵）を視察した際、継体天皇陵を例に、「天皇陵と言われているものに間違いがあってはいけない」と述べ、歴史学や考古学の定説と異なる陵墓については、指定を改める必要があるとの考えを示した**１７**と報道されている。時代とともに文化財と認識されるものは変化し続けるものなのである。

**（３）文化観光資源としての贋作、レプリカ等**

　風景画の変遷はその画家の目の変遷であり、画家の時代の文化の変遷でもある。ジャンルとしての風景画が独立したのは17世紀オランダ絵画というのが通説である。

西岡文彦は、ルネッサンス時代は、レオナルド・ダ・ヴィンチやミケランジェロのような画家彫刻家がまだ『業者』扱いしかされておらず**１８**、画商という新ビジネスが誕生したのは、宗教改革を経過しなければならなかったとする。フランス革命を経て、美術館が誕生したから画商も誕生したとする。

古代の画家はいわば当時の権力者のお抱え写真家であった。近代絵画は新しく誕生した写真に対抗して写実描写を放棄せざるを得なかった。しかし、そのことにより画家の芸術性を高めることとなった。印象派は「手」の痕跡の強調、後期印象派は「個性」の強調、二十世紀絵画の特色は芸術的な主義主張（イズム）に特徴がある。カンデンスキー、モンドリアン達は、色、形で絵画を作り上げることが、現実の事物を描くより重要と考えたのである**１９**。画家たちの危機感は想像を上回るものがあり、ピカソの時代に至ってなお真剣であった。

画商が誕生すると贋作も誕生した。「レオナルド・ダ・ヴィンチの習作」をめぐってマスコミで取り上げられたことがある。イタリア文化財保護法が適用されたからといって政府が真作と認めたことにはならないのである。贋作とされる「レオナルド・ダ・ヴィンチの習作」も話題性があるから観光資源としての価値は認められたが、長続きしなかった。

観光客にとって高松塚古墳の壁画、アルタミラやラスコーの壁画は寸分たがわぬレプリカでしか見ることができないものである。レプリカであれば、現地に観光に行かなくてもよさそうなものであるが、観光資源となっている。

数ある本物の絵画が観光資源として価値を高めるきっかけも話題である。葛飾北斎が何故「日本を代表する芸術家」扱いされるのであろうか。「自然にそうなったのではなく、民衆の生活を描くものとして思想に合致するイメージを見出した当時のフランスの前衛的批評家たちの戦略。西洋であれほど人気が出なければ、たくさんいた浮世絵師の比較的有名な一人にすぎなかった」**１８**とされる。捏造ではないがそこには思惑はある。

ピルトダウン人は、近代科学史上で最も有名な捏造された化石人類として世に知られている。捏造した犯人は判明しておらず真相解明は極めて困難であるだけに今でも憶測が飛び交っている。そしてピルトダウンの地には今でも記念碑が残され、皮肉なことに世界に数ある本物の史跡よりも人を引き付ける力を持っており、観光対象としては価値が高いものとして知られているのである。贋作も話題になれば、本物を超えることがあり、人を引き付ける力は本物を超えることがある。事件が歴史的なものとなれば価値は増加するのである。

組織的に話題作りをしたケースにデイトン市のケースがある。1925年テネシー州議会が、州法のバトラー法を定め、同州デイトンの高校教師が、進化論を教えたとして逮捕、起訴された。有力者が町を有名にしようとして意図的に裁判を引き起こしたとされる。罰金100ドルの有罪判決は、法手続上の問題から事実上無効となった。バトラー法はその後一度も適用はなく、廃止されたのは1967年であった。1968年米最高裁は進化論を教えることを犯罪だとしていたアーカンソー州法を無効とする判決を下し、政教分離の政府の下で進化論を教えることを禁止するのは違憲だとする判断をした。ベイトン市は観光政策と考えるなら大成功した。いまでも裁判資料を保全している博物館に観光客が訪問している。

**（４）文化観光資源と「伝統」**

日本の「伝統文化」の集積地イコール古都･京都というイメージは、近代日本の天皇制と関わって創り上げられた側面を強く持っている。1895年平安遷都1100年祭にちなんで、第4回内国博覧会が開催され、「平安神宮」が創建された。京都の三大祭とされる「時代祭」もこの時から始まったのである。初詣、神前結婚も普及していった。修学旅行の目的地としての古都も同様であった。

戦前の一三にのぼる皇室祭祀はほぼ明治期に定められている。古代からのものは新嘗祭だけであり、神嘗祭は伊勢神宮で行われていたものを宮中でも行うようになったのである**２０**。

小京都論は関東・関西 二眼レフ論時代に、新幹線、高速道路の開通による東京の観光客の京都 への接近を促進する旅行雑誌の発想から生まれたものである。東京一極集中とともに、京都のロー カル化も加速し、小京都から金沢が脱離した。この京都は信長、秀吉、家康による破壊の上に作られた城下町の面影が強い都市である。従って城下町の集まりである金沢、津和野等の小京都群の上に京都が乗っかることができるのである。金沢が武家文化の町として小京都から脱退した理屈付けは二重の意味で誤りであるが、地域の観光政策としては成功したのである**２１**。

民謡はNHKとレコードの普及による産物であり、近代文明の所産である。ラジオが普及するまで、歌い手が移動しない限り音は伝わらなかったはずである。神輿は電線が普及させたものである。祭礼は山車が中心であったが、電線の普及で山車が障害になり、神輿が主流となったのである。今日街づくりに活用される多くの材料は近代の所産なのである。

世界遺産マチュピチュを生み出したインカの民族衣装は西洋人に侵略されたのちの近代の所産であり、インカ時代のものではない。ハワイのフラダンスは男性のものであったが、ハリウッド製フラダンスとして女性の踊りとなっていった。日本の地方の役場でも話題作りのため着用されているアロハシャツの起源については諸説あるが、日本の和服から派生したという説が有力である。アイヌの木彫りはロンドンで開催された国際博覧会から着想を得ているのである。

外国人から見ると、式年遷宮があるため伊勢神宮の社はいつ見ても新しい。さらに建築様式は唯一神明造りという簡素なものである。この様式は伊勢神宮だけに許される貴重なものであるが、そうしたことを知らない外国人観光者には、物足りなく映ってしまう。東京や京都には、古くて大規模な神社がいくらでもあり、伊勢神宮は遠いわりには写真的な面白さに欠ける。従って伏見稲荷に人気が集まるのである。

「文化」人類学者はフィールドワークにより観光資源化した民俗文化を一つ一つ検証している。まなざし論等の解説がなされるが、事前にガイドブックによりインプットされた脳内データを確かめている。そこでは反応の強い、刺激の強いものが観光資源として価値が出るのである。

**（５）観光ガイドブックと「歴史認識」**

モンゴル観光最大の記憶・記録資源であるチンギスハーンは、世界史上もっとも有名な人物の一人でもある。しかしモンゴルにおいて、国民がその存在を再認識するのは社会主義時代になってからであった。「タタールのくびき」の歴史認識の影響を受けたロシアは、チンギスハーンを社会主義思想からモンゴル国民に対して否定的に宣伝した。ところが、それまでモンゴル一般国民には存在が忘れられていたチンギスハーンについて、逆にその存在の認識が強化されることにつながってしまった。歴史は後から創造される諺の典型であり、歴史認識も永遠のものではない。

文化財保護法は歴史的に価値の高いものは文化財と規定する。その歴史とは、後世つくるもの（解釈されるもの）であるから、普遍性はない。おそらく過去に生存していた人の数だけ存在する歴史のなかから、後世、取捨選択して評価しているのである。団塊の世代が学校教育で教えられた「大化の改新」は今「乙巳の変」と教えられている。

聖徳太子虚構論は突然出てきたものではなく近代歴史学の成果の一つの到達点である。聖徳太子信仰は平安遷都により大きく変質した。生身の感覚から薄れ自由に飛躍する条件が整ったからである。奈良の観光資源はこの聖徳太子伝説に依拠する部分が大きい。その聖徳太子が実在から非実在へと大きく書き換えられても、奈良における観光資源としての価値はかわらない。

「士農工商」（その裏返しの「四民平等」）「鎖国」「鎌倉幕府」「大正デモクラシー」等の歴史用語も後世の認識によりつくられたものである。概念そのものからも見直しがなされている。源頼朝、西郷隆盛肖像画も本人ではない。竹槍で戦う一揆が登場するのは明治になってからである**２２**。秀吉の刀狩は刀・脇差の没収に力点があり、弓矢や鉄砲に関心がなかった。武装解除ではなく身分統制が眼目であった。

教科書で教えられる「産業革命」に至っては、産業「革命」不在説が学界の主流である。そのうちに「十字軍」は「ラテンの侵略」と名称を変えているかもしれないのである。戦前における江戸時代の評価は概して否定的な評価であった。その理由として、マルクス史観があげられるが、薩長史観を挙げる人もいる。福沢諭吉は「門閥（封建）制度は親の仇」といったくらいである。しかし、高度経済成長を終了し、環境問題などさまざまな矛盾が露呈した時点においては、江戸時代が持続可能な経済のモデルとして再評価されるように変化した。しかし、見渡すかぎり広がるような水田の風景が生まれ、米が貨幣経済の中心になり、その結果人災とも思える天明の飢饉等の飢饉が発生したのも江戸時代であったという再々評価が今行われている。団塊の世代と現在の高校生では歴史認識が異なるのは当然なのである。

伝統や歴史認識といったものは個人の思い出の集合により形成されている。個々人の思い出は「本当に起こった物事の正確な記憶」ではなく、「現在目の前で起こっている事に準じて変わる」ものであることが理解されている**２３**。ビデオカメラの様に全てを正確に映し出す物ではないのである。現状に応じて勝手に脳が編集をし、美化されたり逆に苦くしたりするものなのであるから、あとから作り出されるのである。筆者が「人流・観光論としての記憶・記録遺産（歴史認識）論議序論」**２４**において論じたように、観光対象としての「歴史認識」はガイドブックである。ガイドブックを信じ切って感情的になるのは国粋主義者に任せておけばよい。観光者は、「これが話題の〇〇か！」と楽しめばいいのである。

**３　自然観光資源**

**（１）歌枕の風景と定数名所**

犬、猫の鳴き声は民族により異なって聞こえる。日本人は、犬の鳴き声と同様に虫の音も言語として聞いているが、民族によっては音楽として聞いているから聞こえ方が異なるとされる（角田忠信説**２５**）。物理的特性が同じものでも文化を反映しているのである。

色彩も文化である。人間の網膜には三種類の視細胞（錐体）があり、それぞれが異なる波長の光によって分解する色素を持っている。この錐体の活動状況の組み合わせが色覚の基礎にある。哺乳類の祖先は四色型の爬虫類から進化したが、夜間行動の期間が長かったため、多くの哺乳類は二色型のままである。ところが昼間活動が多くなった人類は緑から赤にかけての色彩の弁別ができるようになった。しかし四色型のグループの存在も確認されており、二色型は色盲と差別されてきた。ミクロネシア連邦のピンゲラップ島は一色型(錐体を持たない)の住民の割合が高いが、この一色型の者は、暗いところで微妙な明暗を見分けることのできる優秀な漁師になれる資質がある**２６**。 光は物理的に存在するが、色彩は脳が作り出しているから、黄、赤、朱、紅等、色彩を表す字句一つをとってみても文化を反映せざるを得ない。観光庁はユニバーサルツーリズムを唱えているが、色覚のタイプによらない考え方への配慮が不足しているといえる。

我々は、自然を絵画、紀行文を通してみるときは文化資源、旅して直接見るときは自然資源と分類する。しかし、概念として自然をとらえるときには、その自然は既に人間が作り出したものなのである。

子供のころはだれしも地理的概念が出来上がっておらず、当然身近な風景がすべてである。どの日本の子供にとっても、エベレストやサハラ砂漠は絵本や教科書の世界であり、絵本や教科書がガイドブックなのである。

変化に富んだ自然の風景を見て美しいと感ずるのは現代人の常識となっている。では、平安時代の女官たちはどうであったのだろう。源氏物語も枕草子も、自然描写の細かなものが少ない。

歌枕の風景は絵画と和歌のモチーフになるとともに、絵画と和歌はガイドブックの機能を果たしていた**２７**。定数名所**２８**は、わが国の優れた名所・観光地として三景，八景，十二景，百景等として定数（名数）で選ばれた名所・観光地を指し、ガイドブックの機能を有していたのである。従って西田正憲は、平安文学は「意味の風景」の時代であったと断じている。

水村美苗**２９**は日本語が「現地語」から脱局して「国語」として成立した時期を明治の文明開花期だと記述する。平安文学といわれるものは当時全く一握りの人々の娯楽として存在したと考える人たちと発想を同じくする。

これに対して文学界の主流は、平安期に「国語」が成立していたと考える。伊勢物語、源氏物語、平家物語、方丈記、徒然草などの作品が生まれたのは漢字かな混じり文が成立していたことが大きく影響していると考えるのである。

「現地語」から共有化が進んだ「国語」が成立すれば、風景を認識するもとの文化を共有できる。共有できる地理的概念の未発達な古代、中世においては、共有できない実景よりも、共有する文学にあらわれる場所に特別の意味が重要であった。コミュニケーションをとる意味では、景観よりも意味が大切であったことは現代人の我々でも理解できる。現代でも、富士山を見て日本である思うのは、その情報を共有しているからである。従って西田正憲の言う「意味の風景」「視覚の風景」は程度問題なのであろう。

**（２）ガイドブックとしての地理的概念の発生**

古代・中世の、片道一週間程度の繰り返される貴族の旅は、沿道の国衙機構をはじめ社会的経済的に支える体制が形成されていたから可能であった。１０世紀代の熊野詣は、必要物資は京から持ち出され参詣費用に充てられていたが、次第に現地で調達する方式が成立していった**３０**。

近世に入ると風景の見方に新しい変化が芽生えてきた。客観的な観察や記録に主眼をおいた紀行文の新しい動きが出てきた。同時に17世紀中ごろから旅案内の出版が始まっている。なかでも貝原益軒は早い時点でいくつもの旅行記を表した。柳田國男が、近世の紀行文学におけるこの詩歌美文から風土観察への転換が、17世紀末の貝原益軒の紀行文からはじまると指摘しているのも、このことによる。

18世紀から19世紀にかけては、農業生産が拡大し、商品経済が発達し、社会にはゆとりが生まれはじめ、街道は整備され、宿場はにぎわい、社寺参詣、名所遊覧、講中登山などの庶民の旅、学者や武士の採薬登山、蝦夷地と長崎への旅と新しい旅が生まれていた。浅井了意の『東海道名所記』をはじめ、18世紀後半から19世紀前半に、ガイドブックの販売部数が増加した。

庶民にとって、想像で思い描かれるだけの歌枕が実際に訪れることのできる名所になったとき、視覚体験と絵画形式の落差が認識された。「真景」とは想像力で作り上げた仮構の山水風景ではなく、絵描きが自分で実際見た、あるいは体験した景観を表す絵という意味が込められている。案内記にさしはさまれた絵は、典型的な視点を選択しているから、「仮構」であり、旅では新たな発見と先入観の確認という、この相反するふたつの事柄が錯綜して起きる。名所旧跡は、その典型的な場となったのである**３１**。このことはテレビの旅行案内で知りえた情報を自分の目で確認する現代と変わりはない。テレビで見た大きさより小さいサイズの場合、意外感に襲われたりもするのである。

西洋において、海洋の風景が発見されたのは17世紀、森林や田園のような風景が発見されたのは18世紀、山岳地などの大自然の風景が発見されたのは19世紀である。落葉広葉樹の自然林や湿原の風景が発見されたのは20世紀になってからのことである。従って16世紀から19世紀初めにかけてのイエズス会士とオランダ商館員は、瀬戸内海の風景を賞賛することはなかったが、幕末から明治にかけての欧米人は瀬戸内海の風景を賞賛したのである。欧米人は「内海」「多島海」「湖」「河川」「運河」「海峡」といった近代の豊かな地理的概念を自由に駆使して瀬戸内海等の風景を捉えた。この欧米の風景観が日本に浸透しはじめるのは20世紀になるころであった。旅のガイドブックである紀行文は明治20年までは具体的風景叙述がなく、江戸期の延長であったのである。柄谷行人が「『風景』が日本で見出されたのは明治20年代である」**３２**と指摘するように、「風景」は近代の産物である。中世や近世には近代的な意味での「風景」はなかった。明治30年以降、志賀重昴が『日本風景論』を著して近代的地理学を基に定数名所を一蹴したのである。地理的概念である山岳が人々の認識にのぼってくる19世紀になって自然観光の山岳ツアーが発生したのである。

なお、地理的概念が豊かになり通用するようになることと、固有名詞が付されるようになることは別問題である。日本航空機墜落事故をきっかけに御巣鷹山が認識されるようになった。全国に膨大な数の名もない山川が現在でも存在し、ある時突然観光対象として登場するのである。

**（３）　国立公園と自然公園法**

1872年にアメリカで国立公園が生まれたのは、西部開拓や天然資源開発による自然保護の必要性が生まれたことや、鉄道建設計画を推進するために観光資源の存在を強調しなければならなかったことがあげられる。また歴史が浅く多民族国家のアメリカにとって大自然こそがアイデンティティやナショナリズムを培ってくれるものとなることがあげられる。

日本においても、1931年に国立公園法が制定された。背景には、内外観光客誘致による地域振興、外貨獲得への期待のほか、ナショナリズムや郷土意識の高揚があった。

このように、国立公園の誕生の背景には、内外の観光客誘致や地域振興や国威発揚といった社会的、経済的な要因があった。国立公園は近代ツーリズムや近代国家という枠組みなくしては生まれなかったのである。

初期の国立公園の保護は人から見える風景を保護しようとするものであったが、その後、国立公園の保護は、人の視点に関係なく、自然性の高い植生を保護するなど、自然性、原始性の保護にシフトしていった。そこには保護の主眼が、風景保護から自然保護へと移行した過程が読み取れる。眺めという人のまなざしを重視した審美的な風景保護から、自然科学の評価に裏付けられた眺めを重視した景観保護へ移り、そして生態系や生物多様性といった概念を重視した環境保護へ移行したのである。人の視点とは没交渉の見えない系で構成される「環境」こそが重要となったのである。法律の名前も国立公園法から自然公園法に改正され、2002年には利用調整区域への立ち入り制限規定が設けられたのである。

**Ⅳ　観光資源の分類及び評価**

観光学研究において、観光資源を細分化して範疇化（カテゴリー化）がなされる。この分類論は記録・記憶を前提とした講学上の必要性はもとより、商品の差異に着目する資本主義社会において、需要者、供給者双方にコミュニケーションをとる上で、さらには観光資源の評価を行う上で、必須なのである。

**１　分類・評価の基本的認識**

人間は違うものを同じとみてしまう。二つのものを取り出したとき、類似点も相違点も同じだけあるにもかかわらず、無意識のうちに、違う物を同じものとみなしている。類似点の方をより注目するのである。これは類似点によって、モノやコトの値打ちをはかっているからである。このことを論理的に証明したものが「みにくいアヒルの子の定理（Theorem of the ugly duckling）」である。

例えば「くまもん」と「土佐犬」は違うか同じかを考えてみる。同じ点として「観光資源である」「ブルドックではない」がとりあえずあげられる。違う点としても、姿形や生物か否かという点があげられる。このように、類似点も相違点もいくらでもあるということが示せるから、類似点の数の多さでモノゴトを分類することはできないということがわかる。「みにくいアヒルの子の定理」は、このように述語の重要性を決定するのは人間の価値体系であることを論理的に示したのである。この定理は各特徴を全て同等に扱っていることにより成立する定理であり、すなわち，クラスというものを特徴量で記述するときには，何らかの形で特徴量に重要性を考えていることになる。従って、特徴に重要性を負荷することがパターン選択の本質であり、人間は価値判断によって、認識工学では特徴の重み付けによって、行ってきたのである。観光資源に関して行われるアンケート調査も、この思想により行われてきた。

**２　評価の物差し**

観光資源論が観光学研究の中心テーマだとすれば、観光資源の評価論は、その資源論の中心テーマであり、観光学とは究極、観光資源に対して観光客が行う評価が中心テーマであるということになる。従って、資源の分類、評価が行われることになるが、直感的に資源の科学的評価などできないとわかっているから、行き詰まり感があった。観光客に対する観光地のアンケート調査に代表されるように、意味のある集合を選択するという作業を研究者の手で加えていたからである。

2010年コンピュータは猫がどういうものであるか人間に教えられること無く自力で理解した。いわゆるグーグルの猫であるが、既に人間の視覚による認識能力を超えるところまで進んでいる。評価の基となる特徴量を人間の手で加えることなく評価ができるのであれば、自然現象の解明で成功しているアプローチを観光学研究に適用できる可能性が開けているということである。

社会資本整備に関しては、費用対便益分析が求められる時代であるから、土木学会等においても数多くの論文が発表され、国土交通省においても行政的な対応がなされてきていた。その結果、社会資本整備をめぐって多くの論議が積み重ねられてきた。

これに対して観光資源の評価は話題になることはあっても、論争になることはなかった。所詮は観光客の好みの問題であるとの見方が根底にあり、論争にはなりようがなかったのである。その観光資源の評価が社会的に議論になったことがある。室谷正裕による「観光地の魅力度調査」に関して、低位の評価がなされた地域から批判がなされたからである。国土交通省の現役の役人が運輸政策研究機構に休職出向中に行ったものだけに、低位評価の地域からの反発は強かったのである。室谷論文は土木学会の影響もうけた学術的な研究として意欲的に行われた。当然のことながら、同調査の評価も価値判断のくびきから逃れるものではなかったが、その批判の根拠とする者も同様に価値判断のくびきからは逃れられないものであった**３３**。

**（１）金銭**

およそ「「楽しみ」のための旅」が発生する社会は、例外なく貨幣社会である。観光資源が、他とは違うという差異に基づくものであれば、最も資本主義的商品である観光は、当然金銭評価が行われる。

経済学で行われる金銭評価は、具体的な貨幣価値というよりも、選好性で考えるが、現実社会では具体的金銭評価になる。金銭評価が行われれば、すべての観光資源は、同じ指標を使用していることになる。

人は自分のもつ情報を使って一人一人が金銭で何らかの評価をするが、すべての人が合理的判断が出来る完全人ではないから、経済学は実態社会をうまく説明できず、現在のところ具体的問題を解決できないでいる。経済学は、富士山と桂離宮のどちらを先に補助すべきかの命題には具体的に役立たないのである。そこで、臨床的に対応しようと、神経経済学、進化経済学が提唱されている。

選択と快楽は関連する脳の部位が異なるため、区別して取り扱う必要がある。個人の欲する選択は、高い快楽の達成と一致しない。神経経済学者は、神経科学が発展し脳から快楽を直接測定できるようになれば、個人の選択を快楽の代用物として経済厚生に使う必要はなくなるので、主流派経済学のような「選択の自由のための学問」は不必要だと主張する。そうなれば観光行動論も神経経済学に収斂されるのであろう。

個人の選択の自由は、一方で他人の利害と衝突する危険をはらむ。そこで各人の選択の範囲を制度で規定する必要が出てくる。つまり主流派経済学では制度という概念が極めて重要であり、高い厚生経済を実現する政策提言は制度設計としてなされる。

神経経済学は選択の自由を考慮しない。制度設計の理念も排除し個人の心理的・生理的プロセスの中に直接的問題解決の所在を求める。このため神経経済学の政策提言は、脳のデータから快楽の指標を割り出し、適切な快楽水準を達成する選択をするように、いわば「セラピスト」として本人を説得する形をとる。アナーキーな部分を排除しきれない観光行動には神経経済学がより適合するのである。

**（２）訪問客数、検索数**

観光学では伝統的に金銭評価以外の物差しとして、訪問者数等人数を使用してきた。政府が発表する訪日外客数、マスコミが行う人気投票がその代表例である。人数のカウントであるから、性別、年齢、出身地等の属性は重要であるが、基本的には一人ひとりを等価値とみなしている。選挙権と共通するから政治とは相性がいいが、経済効果は人数とは直結するものではない。観光客は増加したが、ごみばかり増えて儲からないという苦情も出るのである。

近年では、ネットのアクセス数、ヒット検索数もものさしとして使用され始めている。ヒット検索数の問題点の1つとして、数に再現可能性がないことが挙げられる。ヒット数は安定的な数値ではなく、急変しうる。言語研究も科学的研究である以上、このような再現可能でないものを証拠として使うには問題を抱えることになる。

**（３）感性**

生物の神経細胞における情報伝達は神経細胞（ニューロン）の内外のカリウムイオンとナトリウムイオンの濃度変化に基づき行われる。細胞の内外でのイオンの組み合わせと濃度差により、細胞の内外の間に電位差が発生し、電位変化が細胞の軸索を伝わっていくのである。このように人間の脳はいわば電子回路であり、情報処理をしているといえる。

この脳波信号を解析研究した結果、人間の脳波の周波数はほぼ０～３０ヘルツの領域に収まり、その周波数の組み合わせで、その時の気持ちや心理をより正確に把握でき、より深く人間が理解できるようにもなってきている。人によって味の感覚や好きな食べ物は違っているが、美味しいと感じたときに出る脳波は一緒ということが分かってきた結果、食べているときに美味しいと感じているかどうかが分かるようになった。

筆者は、脳波の簡易測定器の実用性について、2015年10月29日にスカイツリー、浅草及び秋葉原においてg-コンテンツ流通推進協議会による実証実験（https://youtu.be/Sq4M3nvX6Io）を行った。脳波から五つの感性（好き、興味、集中、ストレス、眠気）を簡易的に分析した。被験者が外国人留学生2名を含む3名と少数であったにもかかわらず、この手法の有効性が実証されたと考えている。

人流概念を思索すると、人間の行動には法則性があるのかという命題に行き着く。言い換えれば、時間の使い方は意思により自由になるかということである（図２）。しかし、当分の間は客観的評価ができないことは誰しもが認識している。その結果、権威筋の評価に頼ることになる。その代表例が公的評価制度である。

**図2**

**３　評価主体と責任**

　評価が人間の価値判断により行われるとすれば、日本社会では評価責任を厳しく問われることのないものが受け入れやすく、「番付」的なものとして好まれる。特に観光の場合、話題性、人気といったものが重要であり、「番付」評価がセットとなり一種の商品、産業を形成している面があり、格付けの透明性が求められない実態もある。

格付けは価格形成に大きな力を持つ場合があり、一種の利権が発生することもある。ミシュランをはじめ評価基準を明示しないものが多いなか、松田忠徳札幌国際大学観光学部教授は「選定基準は「日本の温泉旅館としての矜持を持っていること、属している地域の風土を大切にしていること、温泉文化にこだわりがあること、外国人を受け入れる国際性を持っていること」「私のとっての国際性とは、優れた地域性、個性と同義であることを付け加えておこう」と判断基準を明示している。これが客観的なものであるかは論議があるが、基準を明示する点では例外的である。

**（１）公的評価制度**

公的評価制度は、ある種の政策目的実現のため、公的機関が評価をおこない、その評価責任をとるものである。公的機関が行うものであるから、行政情報公開法、行政手続法、個人情報保護法の仕組で行われるべきものとなる。絶対的客観的評価が不可能であっても、一定の政策目的を実現するため、公的評価が必要となることがあるが、そのためには、公的評価を実行する権力基盤とそれを受け入れる社会基盤が不可欠である。特に青少年の教育評価は後者の基盤が必要である典型的な事例である。インターネットの普及による法制度の流動化は、この公的評価制度も流動的にする可能性をもたらしている。

**ⅰ　生産者のための公的評価制度**

輸出検査法（1957年）によれば「輸出品の声価の維持及び向上」のため、指定貨物について、品質の検査基準を定めなければならないこととされていた。その品目並びにその品質を識別するための等級及びその基準を定めることができるとされていたが、同法は1997年に廃止された。酒税法においても税率を定める紋別制度が廃止され、食糧管理法に基づき買上価格を定める米の等級制度も1995年に廃止された。このように供給者の利便のための公的評価制度は廃止される傾向にある。

**ⅱ　消費者保護のための公的評価制度**

消費者保護のための格付制度は拡充傾向にある。1970年農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律は1950年制定された農林物資規格法を全面改正して制定された。観光資源も評価そのものは行わないものの、情報提供、評価方法の公示等に関する制度の整備は、消費者保護の観点から行われるべきものとする意見がある。

**ⅲ　宿泊施設の格付論議**

宿泊施設に関する公的評価制度は、フランス、スペインなどで実施されている。日本においては、国際観光ホテル整備法により1949年から実施されている。法的にはホテルと旅館に区分し、さらに登録ホテルと非登録ホテル、登録旅館と非登録旅館に区分するシステムである。合計四種のカテゴリーに区分されることになる。登録ホテル、登録旅館には外客用の施設であることから税制上の優遇措置が規定されているが、フランス等では評価の高い宿泊施設は逆に税金も高くなっている。

宿泊施設の評価が、宿泊施設としての評価にとどまらず、宿泊施設の料金、飲食施設、 入浴施設等に加え「外客の接遇」までも行われるとすれば、公的な格付は困難である。 国際観光ホテル整備法は「宿泊に関するサービスに関する情報」(36 条)提供について規定しているが、情報提供方法も、その提供する情報の分類方法次第では評価に近づく 。その一方で外客に対する格付は単純化も必要である。

**（２）格付け、番付**

格付は市場の効率性を損なう「情報の非対称性」を補う手段であり「シグナリング」(情報を持っている側が工夫して情報を持っていない側に伝達すること)の一種と分類される。資本主義も差異を前提としており、観光情報は資本主義商品の一つでもある。観光における差異を観光以外のものにおける差異と区別する実質上の意味あいは話題・人気である。しかし単なる話題・人気だけではマスコミとの違いがなく、ヒトを移動させるだけの話題・人気ということになる。格付けの経済的な意味・意義は、ユーザーにとっては情報コストの節約、格付けされる側にとっては信頼を得るための安価な手段ということがあげられる。格付けは、単に第三者からの評価という側面だけでなく、品質の基準化という側面もある。格付けの意義が有効であるためには格付けの主体及びプロセスが「信用」を持っていることが大切で、この信用は、格付け主体の専門的能力、格付けに賭けられている価値、格付けプロセス(基準、評価者等)の適切性によって影響を受ける。格付けプロセスの適切性は透明性の確保と情報公開により確保される。評価時点と利用者が利用する時点のタイムラグにつき、これまでは再検査期間が比較的長くても許されてきたが、消費者意識の向上、情報通信技術の進展はそれを許さなくしている。温泉虚偽表示を契機として温泉法施行規則が改正されたのもこのことによる。食品表示の虚偽等を排除する施策が求められる時代であり、運営技術的な理由から味の審査を省略するみやげ物（食品）コンテストも問題視されるであろう。

**４　拡大詳細化の道をたどる文化財保護法**

**図３**

観光資源を論じる意味合いは評価に尽きる。評価を実施するために観光資源を分類する。文化財保護法においては分類が拡大詳細化している(図３)。評価を行うためには分類を詳細化せざるをえなくなっていったのである。民俗文化財が有形文化財から分離され、新たに「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」として範疇化されたが、これらは歴史上又は芸術上の価値に触れられていない。伝統的建造物群は「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群 で価値の高いもの」として別途範疇化された。文化的景観は、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」として範疇化された。

文化財保護法は同法が文化財と範疇化するもののうちから、重要なものをさらに特別に範疇化し、保存、公開義務等の規制と助成措置を規定している。 有形文化財については重要なものを重要文化財に範疇化し、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝に範疇化する。さらに 1996 年の文化財保護法の改正により、重要文化財以外の有形文化財のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを登録有形文化財として範疇化し、範疇化を細分化している。 無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に範疇化し、あわせてその保持者又は保持団体を認定する。記念物のうち重要なものを史跡名勝天然記念物に範疇化し、特に重要なものを特別史跡名勝天然記念物に範疇化する。さらに2004年史跡名勝天然記念物以外の記念物のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを登録記念物として範疇化している。 民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財に範疇化し、2005 年に登録有形民俗文化財、選択無形民俗文化財も範疇化している。 伝統的建造物群保存地区のうちわが国にとってその価値が特に高いものを重要伝統的建造物群保存地区に範疇化し、文化的景観のうち特に重要なものを重要文化的景観として範疇化している。前者にあっては、制度的には市町村が都市計画または条例をもって定めた伝統的建造物群保存地区のうち、国がその全部または一部を重要伝統的建造物群保存地区として選定し、市町村に財政的援助等を行う制度となっているが、現実には伝統的建造物 群保存地区のすべてが重要伝統的建造物群保存地区となっている。国の財政的援助等が期待できない伝統的建造物群保存地区を市町村が自ら条例や都市計画をもって定めるには住民の理解が得られないことがその背景にあると考えられる。

文化財のうち最下級に格付されるものを制度的に範疇化する意義は、例えば重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財にあっては、「その所有者が文化庁長官に有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる」とすることしかなく、規範性が弱いものである。その点では観光資源に関する規範性論議に近いものがある。更には、たとえば有形文化財を取り上げれば、国宝、重要文化財にしても、法的に範疇化する規制と助成の枠組みを考察すると、輸出禁止、公開・修理・管理義務と補助金の助成措置のバランスが保たれているのか不明であるが、国宝等の文化財に指定されることが観光市場での経済的価値を高める可能性があることは否定できない。観光市場が公的制度に権威を求める重要性もそこにある。 観光資源制度論の対象としての文化財は文化財保護法に規定されるものに限定されるものではなく、各自治体が独自に制定した条例により選定された文化財も対象となる。文化財保護法が対象としなかった時代における景観についても、自治体独自の条例で観光資源として取り扱っていた例は数多く存在する。

**５　世界遺産を頂点としたヒエラルキー化の道をたどる観光資源**

観光資源の範疇化制度は、一般的にはより広域にわたるものが権威をもつ。市町村長が選定する観光資源より都道府県知事が選定する観光資源が権威を持つことが多く、最終的には国際的に範疇化されるものが、より高い権威をもつことが一般的である。

国、都道府県及び市町村による相互間の文化財指定の重複を回避する運用は、助成措置、規制措置の重複を回避する効果があったと考えられるが、現実の指定行為は地区予選的に市町村指定、都道府県指定、国指定と、指定の階段を順次上昇する形で行われることとなり、ヒエラルキー化を促進することとなった。地域住民が地域の文化財に誇りを持ち、条例による行為規制が国の行為規制よりも厳しく、またその分支援も手厚く行なわれるものであればヒエラルキー化は必然ではなくなる。違いが露呈した例に、既述した坂網鴨の例がある。このヒエラルキー化（俗化）にあえて入らないものが、皇室財産（京都御所、桂離宮等）であり、各種宗教団体の神事（東大寺修二会等）等であろう。

ヒエラルキー化の結果、国等の関与する文化財が増加し、文化財のインフレ化を促進した。その結果さらに上のヒエラルキーを求めることとなり世界遺産登録運動が盛んになっていった。その世界遺産もユネスコの管理能力を超えるものとなるくらいに増大してきている（日本経済新聞２０１６年８月１８日）。

同条約は世界遺産を人類全体で保存しようとするものであり、日本のように単独で保存する能力のある国は、同条約に基づいた登録制度を活用する必要性は相対的には低い。白神山地が世界遺産に登録されたころは、日本では注目度が低く、自然公園法の適用外の地域の評価も高かった。白川郷の世界遺産化により観光客増加がみられ、世界遺産登録運動が活発化した。知床訪問客は世界遺産登録後から減少している。世界遺産はわが国では文化財保護法の規定する文化財と自然公園法に規定する自然公園にほぼ対応する形で範疇化されており、日本国内法でも対応できるわけであるが、国内各地で世界遺産登録運動が盛んに行われているのは、観光資源としてのより高い権威が得られるからであり、その意味では外国(特に欧米)からの評価をもとに観光資源の範疇化を図らなければ、国内利害関係者の説得が難しい点では、後進性から脱却していないといえる。

**Ｖ　心と規制が生み出す観光対象**

**１　心が生み出す観光資源～「死生観」観光～**

全ての観光資源は人の認識が生み出すものであり、脳、心が生み出すものである。計算能力を持つ人の脳は将来を予測することができ、死を認識できる心を持つようになった。死の認識は恐怖を生み出すとともに、観光資源となる芸術、宗教を生み出した。

人類にとって死は日常のものであったが、次第に非日常化していった。しかし必ず訪れるという意味での日常性は今も昔も変わりはない。近世の商人は50歳までは稼ぐことと享楽に専念し、その後死の心配をした。寿命の延びた現代はこれから団塊の世代が後期高齢期に突入する。いやおうなしに死生観に関心を抱かざるを得なくなり、観光対象も死生観に関連するものに集中してゆく。死について知識として知っているということと自分自身に起きている死の現実の間には、恐怖をめぐり越えがたい落差があるからだ。老化現象とともに必ず「宗教」に戻っていくのである。

不老不死は人類の夢であり、古今東西いろいろなドラマを生み出してきた。現在でもアルコー延命財団は、将来の蘇生技術の進展を期待して人体冷凍保存を世に宣伝しており、事件を引き起こしている。石黒浩は「非人間的なものに対する憧れのなかには、「死なない」という部分も含まれて」おり、「アンドロイドをつくっていると、そう感じ」るとする。「人間は動物と違って、技術によって進化」するとし、社会的には「死も克服できる対象ではないか」とも述べている３４。様々な形で死生観を対象として人を移動させようとする観光資源が増加することが予測されるのである。

**２　規制と人流ビジネスの関係**

「観光対象」を「人を動かす力を発生させるもの」という整理によって理解するとするならば、観光資源の考え方もそれに対応して考えることとなる。近年のハイフンツーリズム（なんでも観光）の傾向とも一致する。

日常と非日常の間にあるのは「差異の有無」である。暮らし方や自然の差異は文化や風景の違いとなってあらわれるが、規制が生み出す差異は規制逃れを発生させ、人を動かす力となる。観光「政策」の対象とはなりえないが、観光ビジネスの対象にはなりえる。世間でいう闇の観光の対象となりえるのである。

観光が非日常体験とすれば、日常を規制することにより非日常資源が生み出され、規制制度により観光資源が発生する。賭博、風俗、麻薬、暴力等は刑法等により禁止されており、これらが可能となるのは特別法による（図4）。

**図4**

構造改革特区方式による規制緩和も同様である。その一方で交通･通信手段の発達が国内の規制制度を形骸化させる。外国やオンラインでのカジノ体験が代表である。観光資源は絶えず規制制度と表裏の関係にあるのである（図5）。

**図5**

**（１）（買物）特区**

　旅具通関制度等、国境を超える旅行に伴う買い物に制度的特例が設けられることは通例である。関釜フェリーが発足した当時はこの制度を活用したいわゆる担ぎ屋が日韓間を頻繁に往来していた。いまではプサンのデパートで受け取れる免税品を求めて対馬に旅行する観光客に代わっている。

2014年ドイツ観光統計によれば、中国人旅行者のドイツへの数及び観光収入は日本人の約2倍となっており、経済規模の差とほぼ同じという極めて妥当な結果が表れている。一人当たりの消費額はアラブ産油国が抜きんでて大きく、中国人一人当たりの消費額は、日本人の消費額を下回っている（表1）。いずれ日本における中国人観光客の爆買い現象も収斂してゆく。

**表1　訪独旅行者数、消費額2014年（ドイツ政府観光局資料）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **訪独数千人** | **一人当たり在独消費額€** | **歳入10億€** |
| **１　アメリカ** | **1901** | **2127** | **4.0** |
| **２　中国** | **1116** | **2623** | **2.9** |
| **３アラブ首長国連邦** | **522** | **4344** | **2.3** |
| **４　日本** | **514** | **2903** | **1.5** |
| **５　カナダ** | **393** | **2060** | **0.8** |

1964年オリンピック東京大会開催の年、期間に限って外客の旅館における宿泊等に対し、料理飲食等消費税の非課税措置が講じられた。1999年長野オリンピック冬季競技大会の開催に伴い外客の旅館における宿泊等に対し特別地方消費税の非課税措置が講じられた。税という規制制度の一部解除を行うことにより「人を移動させる力」を期待したのである。

特定の地域の観光行動を刺激する施策として沖縄振興特別措置法による税制上の措置がある。そもそも本土復帰前、面倒な渡航手続きとドル使用により、本土観光客にとって沖縄旅行は海外旅行気分を味わさせるものであったが、1964年の日本人海外渡航自由化により、この沖縄買い物観光への打撃が予想された。遺族たちは戦跡巡礼だけではなく、廉価な外国産商品を購入する観光客でもあった**３５**。そのため同法は、復帰後一貫して観光振興のための免税等について規定を設け現在に至るまで継続している。特定免税店で購入し、携帯して出域する場合に金額20万円までは関税暫定法により関税が免除される制度である。他国の例では、マン島、アンドラ公国等が政策的に行っており、免税店が基幹産業となっている。

**（２）　賭博**

刑法は賭博及び富籤に関する罪を規定する。賭博、富籤販売が禁止されることから賭博等が制度的に非日常となり、観光資源化する。明らかに刑法に抵触することから、特別法により合法化されているものが、いわゆる公営ギャンブルであり、競馬法（1948年）自転車競技法(1948年) 小型自動車競走法（1950年）モーターボート競走法（1951年）スポーツ振興投票の実施等に関する法律（1999年）により合法化されている。モーターボート競走法は観光に関する事業の振興を目的とすることを明文化している。いわゆる宝くじは当せん金附証票法(1948年)により合法化されている。これらの制度趣旨は、産業振興、スポーツ振興であり、海外のゲーミング法の趣旨も観光振興・地域振興となっている。

**（３）　風俗、猥褻**

人類にとって性行為は日常生活行為であるが、未成年、病気、暴力団等の対策等の理由による規制により非日常化され、観光資源化している。日本の刑法のわいせつな図画に該当するとの運用から上映が禁止されている映画等を鑑賞する目的で海外旅行に出かけたりする現象があったが、社会常識の変化による規制の運用緩和により、いわゆるヘアヌード等が合法化されるとともに日常化し、わざわざ海外まで出かける対象としても観光資源とはならなくなってしまった。日本では売春防止法があり、売春自体は犯罪とされていないものの、管理売春等が犯罪とされている。海外においては合法的に管理売春を行うことが可能な地域も存在し、管理売春が非日常である日本在住者にとって、観光資源となっている。風俗営業及び性風俗関連特殊営業等は「善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する」ため、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により規制を受ける。同法が規定する「風俗営業」は「客の接待をして客に飲食をさせる営業」であり、「接待」とは「歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなすこと」であり、まさに古典的な観光産業との認識にたっている。

**（４）　飲食物、薬物**

　農業生産技術の向上と物流のコンテナ革命等により、食材はグローバル化し、地域の名産とされるものが世界中のどこでも入手可能となっている。それだけに食材の規制制度が観光資源を生み出す力となっている。ブランド化もそれを保護する規制制度により価値を維持するものである。和食についてもブランド化をはかっており、「フードツーリズム」なる字句まで使用されている。しかしながら、日本の農産物は安全で農業の基準が厳しいという思い込みが指摘されている。食材を輸出して相手国の基準が日本より厳しいことに気が付くことが多く、否認されるレベルにまでなってしまっている。その代表例がコメに含まれる無機ヒ素問題である**３６**。

飲食物の規制制度の代表格であるアメリカ合衆国禁酒法は、1920年から1933年までアメリカ合衆国憲法修正第18条下において施行され、消費のためのアルコールの製造、販売、輸送が全面的に禁止された。飲酒は規制の対象とはなっていなかった。この禁酒法は便宜置籍船を誕生させたと伝えられている。現在でも公海上を航行する便宜置籍船において賭博等が行われているのは禁酒法が始まりである。

日本では、ふぐ調理師の免許や資格は各都道府県が個別に定めているため、特段の定めのない限り当該都道府県内のみでしか通用しない。このため、地域により「裏メニュー」的に提供され、中毒事件が表ざたになることがある。

どぶろくについては、年間の醸造見込み量が酒税法で定めた最低６キロリットルに満たなくても、特区内の農業者が自家産米で仕込み、自ら経営する民宿などで提供するならば酒造りの免許を取得できるどぶろく特区制度が２００３年から始まっている。

　コカ、ビンロウ等国により取り扱いの異なる嗜好品が存在し、観光資源化している。その代表例がマリファナであり、従来からソフトドラッグとハードドラッグを分けて考えるオランダ、カナダ、ニュージーランドに代表されるように、その使用は公衆衛生の問題（ハームリダクション）とし、犯罪ではないとする国、地域があり、結果的に観光資源化されている**３７**。

**（５）　動物虐待、暴力等**

1948年東京都は闘犬・闘鶏・闘牛取締条例を制定し、犬、鶏、牛その他の動物を互に闘わせてはならないとし、違反すれば五万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処すると規定した。その一方で新潟県旧山古志村の牛の角突き(闘牛)は重要無形民俗文化財に指定され、観光資源となっている。日本では闘牛、闘犬は存在するが、闘鶏は行われていない。日本で規制すれば規制のない国の観光資源となる。現にフィリピンでは闘鶏が観光資源として行われている。沖縄県で開催されていた「ハブとマングースの決闘ショー」は、その残酷さが多くの人の批判を呼び、動物愛護の観点から問題があるとして、1999年以降行われていない。

スペインでもバルセロナ市は「反闘牛都市」を宣言している。スコットランド議会は「野生哺乳類保護（スコットランド）法」(狐狩り法案)を可決しているが、狐狩りはイギリス農村の伝統文化、都市住民の感情的議論で禁止するのは不公平との反発があると報道されている。

暴力もボクシングの合法化により観光資源化してきた。銃の使用も観光対象となっている。わが国では銃砲刀剣類所持等取締法で規制されているから、グアム島の射撃場では日本人相手の観光資源となったのである。決闘罪ニ関スル件(明治２２年)は決闘すること自体を処罰する法律であるが、時代、地域においては決闘が合法である場合もあった。なお、泉佐野市及び同観光協会が30年以上開催している観賞用の金魚の放流、つかみ取りのイベントについて「自然界で生きられない金魚を放流するのは虐待」「生態系に影響する」といった意見がネットメディアに寄せられ、2016年は中止に追い込まれている。

**（６）　介護、操縦免許等の資格**

19世紀に西洋社会から新大陸への6千万人の移民が移り住んだ。移民の世紀である。しかしながら次に続く6千万人の東洋人、アフリカ人の移民は排斥された。今日の中東アフリカ難民が発生する遠因ともなっている。国境を前提とする国際観光はその隙間で発生しているに過ぎない。

国家を前提とすれば当然国家間に制度的な差異が発生する。相互主義、多国間条約によりその差異をなくすことが行われている。

海外で取得した資格が日本でも通用する場合に、人流の力なる。航空機操縦免許の取得が代表例である。欧州連合（ＥＵ）に含まれる国の医師免許等があれば、ＥＵ内のどの国でもその資格が有効に取り扱われる。従って、資格取得目的のための移動が人流の大きな力となるのである。そこが植民地時代と大きな違いである。

**（７）　医療等**

古代より人は健康や治療行為を求めて移動してきている。医療技術に差があるところから高度な医療を求めて移動することは自然な現象である。沖縄の米軍基地内の医師の医療行為には、日本の法令が適用されないことから、その医療技術の差の効用を求めて地元住民が受診しているが、この発想を基に特区構想を求める動向が生まれてきている。しかしながら、医療「ツーリズム」では，全額自己負担で，高い診療費を支払う 外国人患者が優先的に扱われることになる点、混合診療の 全面解禁につながる点において「（政府の成長新戦略では）新自由 主義，市場原理主義が目立ってきて」「心配している」と日本医師会会長はコメントを発表している。実際のところ医療ビザもほとんど活用されていない。

臓器移植、出産、死亡等に関わる地域の制度は、当該地域の宗教、道徳等に依拠して判断されるものであり、当然地域間の差異が存在する。その差異を活用して人を移動させる医療「ツーリズム」が発想され始めているが、拡大するとすれば世界共通基準が求められることとなり、差異がなくなることにつながってゆく。

**Ⅵ　科学技術の進展による観光資源の拡大**

**１　宇宙旅行**

自らの目で見た風景を表そうとすると、遠くを見たいという欲望から絵師の視点は上昇した。船舶、鉄道、航空機の発達も風景感を変化させてきたが、当然その先には宇宙船がある。宇宙船から地球を眺めれば、風景観とそれを形成する文化観も変化することは容易に理解できる。しかしながら航空機による旅行の発展に比較すると、民間宇宙ロケットの発展は極端に遅い。ガガーリンが宇宙に出かけてから半世紀以上も経過している。技術的は十分に対応できているから、観光に必須の大衆化戦略ができていないのである。

観光政策は国、地域を単位として発想されてきた。地域が他と違うということを前提として成り立つ字句だから観光と極めて相性が良かったのである。従って、国際的な宇宙政策や科学政策は樹立されても、国の枠をこえた国際的な観光政策は未だに樹立されていない。その理由は観光に関して国の枠を超えた政策目的が樹立できないからである。外貨獲得も国の誇りも国単位の目的である。パイオニアとして国の威信をかけて宇宙飛行士を送り込む目的、防衛政策の観点から宇宙開発を行う目的、あるいは科学技術の進歩の観点からの宇宙開発は政策として成立させられるが、「「楽しみ」のための旅」を促進する「政策」目的は樹立できないのである。

国防上の観点からの配慮が弱まった結果、民間に技術が解放され商業用に活用されているものは、自動車、航空機等に限らずＧＰＳもしかりである。ようやく、宇宙開発技術が商業用に開放される機運が近年に発生してきた。その結果、産業政策として宇宙観光産業にも着目されるようになってきたのである。

宇宙は人流のフロンティアであり、宇宙が観光資源となれば、文化観光資源、自然観光資源といった分類論は消滅する。国防上の観点からの配慮が弱まった結果ではあるが、国境を超えるといった発想が一般人からも消滅する。宇宙旅行に関する政策は旅行者の安全確保を基軸としたアウトバウンド政策に行き着く。そして、宇宙空間での「無重力体験」は地上のどのテーマパークもかなわないアトラクションになるのである。

**２　自然現象等の予測**

日食、オーロラ等の自然現象に関する予測技術が観光資源を生み出してきた。観光対象と観光資源を使い分ける発想に立てば、科学技術の進展により、観光資源から観光対象となることができるものが増加したということになる。日食、月食は完全にその発生を予測できるから、日食ツアーが販売されている。オーロラ、蜃気楼の発生はまだ確率の世界である。発生する原理は解明されているから、あとは予測に必要なデータのインプットレベルの問題であるが、現状では解析に時間を必要とするから実用的ではない。量子コンピュータに象徴される高度なコンピュータが出現すれば、膨大なデータ量の処理が瞬時に可能となるところから、可能性は次第に高くなるはずである。気象予報、地震予知等の精度を上昇させるため、人類社会は高速コンピュータを活用するようになってきている。量子コンピュータの出現は、結果として観光資源の開発に資するのである。ポロロッカ（海嘯）、レンズ雲、光柱（ライトラピー）、逆さ霧、ダイヤモンドダスト、幻の噴煙（レーニナ山）等これまで一部の愛好家の関心事であったものが新しい観光資源として身近に認識されるようになるであろう。

自然現象だけではなく、動植物の生態も新しい観光資源として見直される。渡り鳥の大群、昆虫の生態などであり、動物の行動を予測できる技術が発達すれば観光資源となる**３８**。

**Ⅵ　脳観光学～脳科学の進展が導く観光学研究の将来～**

**（１）　ウェアラブル・デバイスの進化がもたらす観光学研究の構造改革**

都名所図会は江戸時代に大成功を収めたガイドブックである。川柳「ほう杖で路銀いらずの名所図会」にあるとおり、擬似的な旅をするための書物としても楽しまれもした。スマホの出現までこの基本は変化していなかったが、位置情報、地図情報を搭載したスマホ、アプリの登場は、在来型の観光ガイドブックの存在を脅かしている。Google MapやStreet Viewなど様々な無料アプリが供給され、観光資源の案内ガイドブックとして使用され始めている。意味の風景と**~~資格~~**の風景の差も限りなく少なくなってくるのである。人工知能の学習精度が１％向上すれば、Google、Facebookでは、売上が数百億円増加するビジネスモデルを採用しているから、ますます精度向上のため無料アプリの提供によりビッグデータの情報収集に務める。既存の観光ガイドブックがGoogleに代表される無償ビジネスモデルの中に吸収されてゆくのは時間の問題なのである。

　Google Glassをはじめウェアラブル・デバイスの進歩は、観光学研究に科学的なデータを大量に提供する時代をもたらす。位置情報を装備したウェアラブル・デバイスは、住所、年齢、性別等の観光者の属性はもとより、観光行動の詳細をリアルタイムで把握しデータベース化する。漠然とした浅草寺という対象ではなく、浅草寺のどの部分に観光者の視線が向いているかまで把握できるように進化している。しかも観光者の感性データ（好き度等）まで連動して把握することができるようになる。これらの位置情報等のビックデータは個人が興味を持つ観光対象に臨床的な対応を可能とするようになるのである。

同時にウェアラブル・デバイスは現在進行形で観光者の目にするものの解説を行うことを可能とする。通訳案内業といった存在の役割も大きく変化するに違いない。鳥に興味を持つ観光客には、いま目に入っている鳥の解説が行われるのである。観光客の感性データのフィードバックも技術的には可能となり、ビックデータ解析により観光行動の予測が可能となる。むしろ観光客の客体であるとして論議してきた観光資源論自体が終焉を迎え、観光客の行動を引き起こさせる脳内反応が研究の中心になる。そこでは、観光資源とか観光行動、あるいはホスピタリティといった分類がなくなるのであり、観光学研究全体の新しい組み換えが必要となるのである。

**（２）知覚と認知のメカニズムの解明と観光学研究**

観光対象は人間の認識が作り出すものという理解に立てば、視覚等を効率的に活用した観光資源や街づくりが可能であるということが理解されやすい。現在は、全国各地で偶然に形成された「おばけ坂」が観光資源化されている**３９**。しかし今後は、高層ビルが林立する都市景観でも錯覚メカニズムを織り込んだ「都市錯視」**４０**が人工的に生み出される可能性がある。

　この錯覚は進化の過程で発生している。生存のためには何でも正しく見えればよいわけではない。正確さが犠牲にされても、生存にとって十分な特性さえ見間違えず、大雑把な構造的特性の情報が得られれば生き残っていけるからである。二次元の網膜画像に写る像が三次元に見えること自体が進化の過程で発生している。写真や絵画、テレビは物理的には平たんなものにもかかわらず、三次元の知覚が成立すること自体が錯覚である。逆にその進化の産物をこれからは意図的に人流資源として活用する時代が到来するのであろう。

時間も人間的感覚から発生しているから錯覚が起きる。ニュートン力学では、過去から未来に向かって一様に流れる絶対的な時間を考える。これに対して、時間順序の逆転が起きるのは、目が見えることの代償として発生したのである。皮膚受容器からの信号や網膜の視細胞からの信号を、手や目の動きを考慮に入れて「視覚空間」に統合するための代償として、時間の流れが逆転したのである。そもそも時間を知覚する感覚器官が人間には備わっていないとされている。それどころか、量子力学をつき詰めてゆくと、時間は実在しないことになる。マクロな観測装置と物理系が相互作用する際に出現する幻のようなものということになる**４１**。

　「フルーティーな味わい」といったようにこれまで言葉で表現できない感覚も無理やり言葉で表現してきた。コミュニケーション手段としては限界があったが、感性研究が進展すれば、味覚、臭覚等の数量化を可能とする。ビックデータの収集による臨床的な対応までには時間を要するであろうが、年齢、性別等の分類による対応は可能になるに違いない。

聴覚メカニズムと文化の関係の解明も進んでいる。心地よい音、音楽あるいは耳障りな音の分析は進展している。子供の注意を引く音はテレビコマーシャルに活用されている。

その総合体としての人を移動させる「力」により行動する人がいわゆる観光客であり、当該行動を「観光行動」という同義語反復がここでも発生する。実は現在でも、観光資源を論じることと観光行動を論じることに本質的な違いがないことに賢明な読者は気が付くであろう。

**（３）　観光学の脳科学への統合**

観光学研究者は、観光者は意識して観光対象を見るために移動（観光行動）すると考えてそのデータを収集している。意識が先に存在して行動が後に来ると考えるのである。

1/60秒というのが人間の感覚の限界値である。投手が投げた時速100kmのボールは13メートルも進むからボールが飛んでくるのを意識してから打っていては変化球に対応できない。ところが意識の方では、ボールがどう変化し自分がどう対応したか克明に覚えている場合が少なくない。しかし実際にはそんな短い時間での意志判断など不可能なのである。問題は意識が形成される過程である。本来は自分が反応出来ないような短い時間に起きた出来事に関しても、あたかも自分がその短い時間の間に合理的な判断をしたかのような錯覚を覚える。ということは、実は意識が意思決定しているのではなく、全ての意思決定は意識以前、いわば無意識下で行われていて、意識は完全に受動的に過去になされた意思決定を合理的なものとして要約する役割しかもっていないのではないか、意識が意思決定をしているというのは全て幻想だったのではないかと考えるようになった。これが「受動意識仮説」である。人間の脳に「なんとか辻褄をあわせる機能がひとつくみこまれている」と考えるよりも、人間の脳は常に見たものの辻褄をあわせて認識するようにプログラミングされている、と考える方がずっと自然である。その機能は、「受動的な意識」そのものとして解釈出来る。

盲視状態にある患者は、実際には「見えている」のに「見えている感覚がない」。このことからニコラス・ハンフリーは「知覚」と「感覚」が別に生じうることを見出し、「感覚」が主体を作り出しているのだと考えた**４２**。映像記憶は刻々と変わり、それは無垢の眼で見ているのみである。従って、この場合時間の概念は生まれない。過去・現在・未来の時制（概念）が生まれるのは、言語の使用つまり概念記憶となってからである。人は「感覚」により意識を持つようになったのである。そして、「意識」が成立するには自己言及つまり、記憶・時間という言語概念を必要とする。「自己意識」とは、錯覚であり実体はない。また、「意識」とは、言語による偽りの実体を創り出すメカニズムである。そして、錯覚であることを隠蔽せざるを得ないため「意識」は解かりにくくなるのである。心身二元論も「意識」の罠だと考えるのである。

ジュリオ・トノーニ**４３**は2004年に意識の「統合情報理論」を発表した。統合情報理論とは「脳などのシステムが処理する情報の豊富さと統合性によって、意識の発生を説明しようとする」理論である。つまり「意識を生み出す基盤は、おびただしい数の異なる情報を区別できる、統合された存在である。つまり、ある身体システムが情報を統合できるなら、そのシステムには意識がある」というのが、統合情報理論である。トノーニは、主観的な意識の量は数学的に表現できるとする。意識は脳の特定の分野に存在するのではなく、脳の情報と情報の「つながり」が作るネットワークによって生み出されているとする。

この統合情報理論は「視床-皮質系」という物質が「意識」を生むと考える「物質一元論」を前提とする。しかし「意識」が視床-皮質系という物質を生んだと考える「意識一元論」も可能である。「物質一元論」の立場では、「意識」が生まれたのは偶然だと考えるから、「意識」を生む必然的な設計指針は無い。しかし「意識一元論」**４４**の立場では、「意識」を生命体に与えるための必然的な設計指針が得られることになる。その設計指針は神により授けられると考えればそこに宗教が生まれる。

神経科学には巨額の投資がなされ、「脳の透明化」が間違いなく進んでゆく。すべてが解明されるはずもないが、それでもアンケート調査中心の研究成果は過去の遺物の中にしまわれることになろう。

心身二元論や物質一元論、意識一元論を論じなくても、脳科学の進展は間違いなく、現在の情緒的な手法による観光学研究の構造改革を迫ることになり、観光研究の中心である観光資源の評価は、脳科学の進展に合わせてその中に統合される運命にあるのではなかろうか。

　人間の行動を科学的に研究し、その法則性を解明しようとする学問として行動科学があった。アメリカの心理学者J.G.ミラーら、シカゴ大学の研究者たちによって唱えられた。諸科学の境界を超え、人間行動についての統合的な解明を目指した。

「観光場面での行動研究も、多くの分野にわたって」おり「観光行動研究の知見として統合されるには至っていない」と観光学全集4巻『観光行動論』の冒頭において記述するが、その原因もまた基本の「観光」概念が確立されていないからである。人を移動させる力の研究は脳の働きの研究であり、脳科学に収斂されるのであれば、概念も人流概念に収斂する。人が移動しないものと移動するものに判別されるのであろう。

注

１　2011年改正障害者基本法が公布され、日本で初めて手話の言語性を認める法律ができた。日本手話における健常者用の字句「観光」は「見学」「探す」と同様に、右手の親指と人差し指で輪を作り、目の前で２回程回し目の周りを指で円を描く動作を行うことで表現している。「旅行」「旅」は右手の人差し指と中指をそろえて、左手のひらのところで、ぐるぐる回す動作により表現している。英国手話においては、tourとtravelの区分をせず、移動を暗示する行為を含むもので翻訳している。

２　『観光資源の定義と分類に関する考察』 富山国際大学現代社会学部紀要　第6巻 (2014.3)）

３　朝日新聞記事データベース聞蔵Ⅱによれば観光資源は20世紀中37件、観光施設は1999年まで86件、戦前戦中11件である。初出は1931年7月16日東京朝刊「国際観光局の低利融資」続いて1932年10月9日東京夕刊「国立公園内の観光施設は景観を既存しないようにとの通達」1996年5月13日東京朝刊「進む自然破壊観光施設撤廃の英断も」であった。

４　香川眞編・日本国際観光学会監修（2007）：『観光学大事典』木楽舎発行において、一般に観光資源という言葉は、1930 年，鉄道省の外局に国際観光局が設置された際「resources for tourists」の訳語として用いられたことがはじまりとしている（ｐ.101）。しかし、戦前、日本の観光事業に大きな影響を与えた 1930年の国際観光局訳『観光学概論』では、観光資源のことにはふれていない。

６　「観光・人流政策風土記（2）～東京圏編～」『地域政策研究』（高崎経済大学地域政策学会）第12巻第２号2009 年９月pp.1－20

７　石原伸晃国土交通大臣衆議院国土交通委員会平成16年4月27日発言

８　1950年11月30日衆議院建設委員会

９　溝尾良隆著『観光学と景観』2011年古今書院p.120

１０　前田勇・橋本俊哉著「「観光」の概念」前田勇編著『現代観光総論（第 3 版）』2006年学文社pp.10-11、

１１井上萬壽蔵『観光と観光事業』1967年国際観光年記念行事協力会pp.128-129.

１２　寺前秀一「著観光・人流政策風土記（1）～北海道・東北編～」『地域政策研究』第12 巻第１号2009 年７月37 頁～56 頁）

１３　温泉法の温度規定は、自然の状態の井戸水は周りの温度と同じ温度に収斂するから、その温度より高くなければ全ての井戸水が温泉とされてしまうということだけのことである。

１４　柴田雄次発言：「先学訪問」『社団法人学士會発行』2005年p.18

１５　井上章一著『つくられた桂離宮神話』講談社学術文庫1997年

１６ニューヨークのゲイバーのことで、1969年6月28日警察による踏み込み操作を受けた際に暴動が発生し、後に同性愛者らの権利獲得運動の転換点となった運動とみなされるようになった。

１７　毎日新聞2016年7月1日

http://mainichi.jp/articles/20160701/k00/00e/040/173000c

１８　『ピカソは本当に偉いのか？』西岡文彦　新潮新書　2012年

１９　山梨俊夫著『風景画考』2016年ブリュッケ発行ｐ.334

２０　『愛国と信仰の構造』中島岳志、島薗進　集英社新書p.106

２１　観光･人流政策風土記（3）～関西編～『地域政策研究』（高崎経済大学地域政策学会）　第 12 巻　第４号　2010 年３月　97 頁～ 116 頁

２２　『一揆の原理』呉座勇一　洋泉社　2012年

２３<http://www.thedatereport.com/dating/science/love-at-first-sight-is-a-trick-of-your-brain-according-to-science/>（2016年8月30日）

２４　横浜市立大学論叢社会科学系列67巻3号

２５『日本人の音意識』角田忠信　日本芸術文化振興会（1988年収録）

http://www.seas.or.jp/news/library/tsunoda.html

２６　『色のない島へ―脳神経科医のミクロネシア探訪記 』オリヴァー サックス 著、 大庭 紀雄、 春日井 晶子訳　早川文庫１９９９年

２７　西田正憲著『瀬戸内海における定数名所・観光地等の変遷』「ランドスケープ研究」61（5）1998

２８　馬渕和夫著『奈良・平安ことば百話』1988年東京美術

２９　水村美苗著『日本語が滅びるとき』2008年筑摩書房

３０　『日本古代の交通・交流・情報２』吉川弘文堂２０１６年p.７６

３１　山梨俊夫著『風景画考 世界への交感と侵犯〈第3部〉風景画の自立と世界の変容 』ブリュック2016年

３２　 柄谷行人著『日本近代文学の起源』講談社1980

３３　室谷正裕著『新時代の国内観光』運輸政策研究機構1998年

<http://www.jterc.or.jp/kenkyusyo/product/tpsr/bn/pdf/no01-02.pdf>

３４　「アンドロイドが教えてくれる「本当の死」：ジェミノイド開発者、石黒浩語る」 http://wired.jp/2014/12/03/hiroshi-ishiguro/

３５　沖縄観光協会編・発行『沖縄観光十年史』1964年「沖縄観光座談会」1963年6月1日実施の記録

３６　『公研』2016年6月号「食の安全とリスクを考える」畝山智香子（国立医療品食品研究所室長）・松永和紀（科学ジャーナリスト）対談

３７　溝口敦著『危険ドラッグ』角川書店2015年p.140

３８　昆虫にもある種の意識がある。最新の下記論文によると、昆虫の脳のスキャンからは、そこに意識が宿る容量があることや、自己中心的な振る舞いをすることが明らかになった。これは昆虫が物事を主観的な経験として認識している可能性を示すと同時に、人間や他の動物の意識の始まりについても示唆している。

<http://www.pnas.org/content/113/18/4900.abstract>（2016年8月31日）

行動が解明されれば蟻の生態も観光資源にできる。

<http://karapaia.livedoor.biz/archives/52156871.html>

３９　お化け坂のリアルな映像　https://[youtu.be/UXfsZy5Ru\_8](https://youtu.be/UXfsZy5Ru_8)

お化け坂の実験映像　　<https://youtu.be/vmkaVoLoFEU>

４０　都市錯視

　<http://www.araiweb.matrix.jp/Exhibition/illusiongallary4.html>

４１　原子一個といったミクロな世界の理解において、時間は実在ではなく、色彩とか温度という概念も消滅してしまう。物理的特性を整理するためになされた観測や実験の結果を解釈する際の抽象化において生じる、概念的特性とみなされる。一個の原子は何色かとか冷たいか熱いかなどと問うことが無意味なのである。原子の乱雑な動きが非常に激しい時、われわれの皮膚は激しく揺さぶられ、それを脳は熱いと理解するのである。何かを直接測るということは、われわれが感覚として直接経験するということである。これに対して、物理学における物理量は、温度計や時計といった間接的な装置で測るしかない。このことは量子力学における観測問題等哲学的課題に結び付く（橋元淳一郎『時間はどこで生まれるのか』集英社新書2006年）

４２　ニコラス・ハンフリー著柴田裕之翻訳『赤を見る―感覚の進化と意識の存在理由』紀伊国屋書店2006年

４３　ジュリオ・トノーニ、 マルチェッロ・マッスィミーニ著、花本知子翻訳 『意識はいつ生まれるのか――脳の謎に挑む統合情報理論』安芸書房 2015 年

４４　ロジャーペンローズの意識一元論では「脳で生まれる意識は宇宙世界で生まれる素粒子より小さい物質であり、重力・空間・時間にとわれない性質を持つため、通常は脳に納まっている」が「体験者の心臓が止まると、意識は脳から出て拡散する。そこで体験者が蘇生した場合は意識は脳に戻り、体験者が蘇生しなければ意識情報は宇宙に在り続ける」あるいは「別の生命体と結び付いて生まれ変わるのかもしれない。」と考える（『皇帝の新しい心』林一翻訳　みすず書房1994年）。